

妊娠高血圧症候群等医療費助成のご案内

練馬区では、妊娠高血圧症候群等で認定基準を満たした方を対象に、入院治療された自己負担分の医療費を助成しています。

【申請できる方】

練馬区に住民登録があり、下記 1、2 のいずれかに該当し、かつ、「妊娠高血圧症候群等医療費助成認定基準」を満たしている方。ただし、生活保護を受給されている方は申請できません。

1. 所得が課せられている方全員の前年分の総所得税額が **30,000 円以下**の世帯に属する方
2. 1 以外の方で、対象疾病の治療についての入院見込期間が **26 日以上**になる方
(退院後に申請する場合は、実際の入院期間が 26 日以上必要です)
※転院している場合は、区ホームページの注意事項をご確認ください。

【助成の対象となる医療費】

認定された対象疾病の治療に要した入院医療費で、健康保険が適用された医療費の自己負担分
ただし、健康保険組合等で支給された高額療養費の自己負担限度額、給付額等を差引きます。
また、入院時食事療養費の標準負担額およびその他保険適用外の費用は助成対象となりません。

【提出書類】

※ 1～5 は別添の資料を使用してください。

※ 電子申請の場合は、練馬区ホームページをご確認ください。

	注意事項
1 申請書	申請者は患者本人、または本人が 18 歳未満の場合はその保護者
2 診断書	入院医療機関の担当医師に記入をご依頼ください
3 世帯調書	源泉徴収票または確定申告書の写しの提出ができない場合、「税務情報の利用について」に記載の内容に該当し、記入いただいた方は、住民税の課税（非課税）証明書の提出を省略することができます
4 確認書	認定後、医療券の写しを保険者に通知する旨を確認させていただく書類です
5 遅延理由書 ※退院日以降に申請する場合のみ	退院日から 3 か月以内に申請してください (入退院をくり返している場合は、初回の入院の退院日から 3 か月以内に申請が必要です)
6 世帯全員の所得税額を証明する書類 ※「1. 所得が課せられている方全員の前年分の総所得税額が 30,000 円以下の世帯に属する方」に該当する方のみ。 入院見込期間が 26 日以上の方は添付を省略できます。	所得が課せられている方全員分について、以下の①～③の書類のうち<u>いずれか 1 つ</u>が必要です。 ※配偶者控除が適用されている場合、配偶者に係る書類の提出は不要です。 ※③に該当する方は、提出を省略できる場合があります。詳細は、世帯調書の「税務情報の利用について」をご覧ください。 ①<u>確定申告をしていない方（会社等にお勤めの方）</u> →<u>源泉徴収票の写し</u>（手書きの場合は支払者印が必要です） ②<u>確定申告をした方（自営業等の方）</u> →<u>確定申告の控（第一表）の写し</u>（税務署に提出または電子申請したもの） ③<u>所得税が課されていない方、または上記書類が提出できない方</u> →<u>住民税の課税（非課税）証明書の原本または写し</u> 【①・②の方】 <u>1 月～6 月に申請する場合は前々年分、7 月～12 月に申請する場合は前年分のものを提出してください。</u> 【③の方】 <u>4 月～6 月に申請する場合は前年度、7 月～3 月に申請する場合は当該年度のものを提出してください。</u>

7 医療保険の資格情報の確認できる書類①～②のいずれか1点（患者本人分）	① 資格確認書の写し ② マイナポータル画面(保険証情報)を印刷したもの(※1、2) ※1 マイナンバーカードを健康保険証として利用している方 ※2 記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日、本人・家族の別、保険者番号、保険者名、限度額適用区分が確認できる画面を印刷してください。
8 限度額適用認定証の写し	交付されている場合は、提出してください。

【申請期限】

原則として、入院前または入院中に申請してください。

やむを得ず退院後になる場合は、**退院日から起算して3か月以内**に限り申請ができます。

※申請期限を超過している場合、いかなる理由でも申請を受け付けることができません。

※入退院をくり返している場合、初回の入院の退院日から3か月以内に申請が必要です。直近の退院日から3か月以内ではありませんので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

【有効期間】

医療券の有効期間は、入院見込期間（退院後の申請の場合には実入院期間）です。

手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますので、ご注意ください。

【申請の流れ】

<指定医療機関かつ入院中に申請した場合>

- 1 区へ申請書類を提出
- 2 申請内容を審査・認定
- 3 申請者宛に医療券を交付（申請後10日程度かかります）
- 4 入院費用支払い時に医療券を保険証、限度額認定書と一緒に窓口へ提示

<指定医療機関以外または退院後に申請した場合>

- 1 区へ申請書類を提出
- 2 申請内容を審査・認定
- 3 申請者宛に医療券・療養証明書・請求書などを送付（申請後10日程度かかります）
- 4 療養証明書を申請者から入院医療機関に作成を依頼
- 5 療養証明書・請求書などを区へ提出
- 6 申請者宛に助成決定通知を送付（提出後10日程度かかります）
- 7 申請者の口座へ支払い

<担当>

練馬区 健康部 健康推進課 母子保健係
 練馬区豊玉北6丁目12番1号
 03-5984-4621



練馬区ホームページ